

吸収合併公告

平成31年2月18日

株主及び債権者各位

大阪府中央区北浜四丁目5番33号
住友電気工業株式会社
代表取締役 井上 治

当社は、平成30年12月21日開催の取締役会において、平成31年4月1日を効力発生日として、住友電工スチールワイヤー株式会社（住所 兵庫県伊丹市昆陽北一丁目1番1号）を吸収合併し、その権利義務全部を承継して存続し、住友電工スチールワイヤー株式会社は解散することになりましたので、下記のとおり公告いたします。

当社は、会社法第796条第2項に基づき、株主総会の承認決議を経ずにこの合併を行います。また、当社は、住友電工スチールワイヤー株式会社の発行済株式全部を所有しておりますので、合併に際し株式、金銭等の交付は行わず、資本金の額の増加はいたしません。

記

1. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。
2. 会社法第796条第3項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内にその旨をお申し出ください。
3. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 - ・当社：
金融商品取引法による有価証券報告書提出済
 - ・住友電工スチールワイヤー株式会社：
平成30年6月27日付官報153頁掲載（号外第139号）

以上